

## 「千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正（案）」 に関するパブリックコメント手続を実施します。

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって手軽に利用できる乗り物である一方、運転中の事故により、誰もが加害者になる危険性を有しています。

全国では、高額な賠償命令が出される死亡事故などが発生しており、事故の被害者救済と加害者の経済的負担が軽減されるよう、平成 29 年 7 月に本条例にて自転車保険等（以下「保険」という。）への加入を努力義務としましたが、更なる加入促進を図るため、本条例の一部を改正し、保険への加入を義務化することとします。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせ下さい。

### 【案の公表場所】

自転車政策課（千葉市役所本庁舎 6 階）、市政情報室（千葉中央コミュニティセンター 2 階）、各区役所の地域振興課、市図書館  
千葉市ホームページでご覧になる場合は、以下の URL からご覧下さい。

[http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public\\_comment.html](http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html)

### 【意見の募集方法】

#### ・募集期間

令和 2 年 8 月 3 日（月）～ 9 月 2 日（水）（必着）

#### ・募集方法

「千葉市自転車を活用したまちづくり条例の一部改正（案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名、団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参して下さい。

口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

- 1 郵 送 : 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号 千葉市役所自転車政策課
- 2 F A X : 043-245 - 5591
- 3 電子メール : bicycle.COR@city.chiba.lg.jp
- 4 持 参 : 千葉市役所自転車政策課（市役所 6 階）、各区役所の地域振興課

### 【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和 2 年 9 月に千葉市ホームページで公表する予定です。なお、住所、氏名などの個人情報には公表しません。

お問い合わせ先

千葉市建設局道路部自転車政策課

電話 043-245-5607

ファクシミリ 043-245-5591

電子メール bicycle.COR@city.chiba.lg.jp